

山添村低所得子育て世帯（令和5年度） 物価高騰支援こども加算給付金のご案内

- 給付金を受給するためには、裏面の手続きが必要です。

給付金の支給額

対象児童 ^{※1}

1人につき**5万円**

※1 対象児童は、世帯全員が令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯に属する
18歳以下の方（平成17年4月2日以降
生まれの方）のうち、支給対象者と生計を
同一にしている方が該当します。

給付金の支給時期

山添村が確認書(または申請書)を
受理後、内容が確認でき次第、
順次支給します。

支給対象者について

18歳以下の子どもを扶養している令和5年度住民税均等割非課税世帯

令和5年12月1日に山添村に住民登録がある、世帯全員の令和5年度
住民税均等割が非課税の世帯

※ただし、以下の①・②のいずれかに該当する世帯を除きます。

①令和5年1月2日以降の出生者を世帯主とする世帯

②世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等となっている世帯

申請期限

2024(令和6)年5月31日(金) (当日消印有効)

※期限までに返信及び申請がない場合、村は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

支給手続きは、裏面をご確認ください。



給付金の支給手続き

世帯全員が、2023(令和5)年1月1日以前から「山添村」にお住まいの場合

- 同封の記入例を参考に対象要件に合致することを確認のうえ、確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒にてご返送ください。

【提出書類】



- ①お送りした確認書（または申請書）
- ②受取口座の「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）」がわかる、通帳（表紙裏見開きページ）またはキャッシュカードのコピー
- ③世帯主の本人確認書類（住所と氏名が記載された、マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）のコピー
- ④代理人が受給する場合は上記①、②、③に加え、代理人の本人確認書類のコピー

世帯の中に、2023(令和5)年1月1日時点の住所が「山添村外」の方がいる場合

A. 確認書が届く世帯

- 山添村で確認ができ次第、確認書を送付しますので、上記の場合と同じように手続きを行ってください。



B. 申請書が届く世帯

- 申請書に必要事項を記入して、上記①～③の提出書類に加え、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税の『課税証明書』または『納税通知書』のコピー（世帯の中にいる令和5年1月1日時点で住所が「山添村外」の方全員分）を添付して、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※令和5年度住民税が非課税であることが確認できない場合は、この給付金を支給することできません。

※16歳未満の方（2008年（平成20年）4月2日以降生まれの方）は不要です。

**！ 山添村低所得子育て世帯加算給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐
取」にご注意ください！**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

山添村保健福祉課
0743-85-0045

受付時間 平日 8:30～17:15